令和3年 第3回町議会臨時会

行 政 報 告

(令和3年5月7日)

幕別町長 飯田 晴義

お許しをいただきましたので、顧問弁護士の委託契約、成人式の再延期及び新型コロナワクチン接種の実施状況についてご報告させていただきます。

(顧問弁護士の委託契約について)

はじめに、顧問弁護士の委託契約について申し上げます。

町では、昭和47年度から毎年度、帯広市の橘法律事務所の橘精三弁護士と法律顧問契約を締結しておりましたが、急遽ご本人より体調不良等の申し出がありましたことから、令和3年3月末日をもって契約を終了することといたしました。

橘弁護士には、49年間の長きにわたり、町の顧問弁護士として数多くの法律相談等に応じていただきましたことに、この場をお借りし感謝とお礼を申し上げる次第であります。

後任の顧問弁護士につきましては、橘弁護士のご助言をいただきながら候補者の検 討を行ってまいりましたが、この度、釧路弁護士会に所属し、帯広市に法律事務所を 構える中島法律事務所の中島和典弁護士と法律顧問契約の協議が整いましたことか ら、本日、関連予算を提案させていただいたところであります。

なお、中島弁護士との協議において、町民を対象とした無料法律相談会を年間6回程度、さらには、職員の法務能力向上を図るための職員研修の開催など新たな業務についても実施していただけることとなっております。

(令和3年幕別町成人式の再延期について)

次に、令和3年幕別町成人式の再延期について申し上げます。

本町の成人式につきましては、例年1月、成人の日の前日の日曜日に開催しておりましたが、令和3年につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ゴールデンウィーク中の5月2日に延期し、開催の準備を進めていたところであります。

しかしながら、4月に入り感染力が強いとされる新型コロナウイルス変異株が、東京都や大阪府などを中心として全国的に広がっている状況や、道外の「まん延防止等

重点措置」が適用される地域が増加傾向にあること、また、道内においても感染者が増加している状況を踏まえ、式典の企画運営を担っていただいている実行委員会の 方々とも協議を行った結果、新成人やご家族など皆様の安全確保を最優先に考慮し、 再延期することといたしました。

再延期の日程につきましては、来年1月の開催も検討しましたが、令和4年の新成人と重なり、衣装の確保等が困難となるほか、貸衣装のキャンセル料等保護者負担を考慮し、できるだけ参加しやすい年内の連休での開催を検討した結果、9月19日の日曜日としたところであります。

なお、再延期後の日程に参加できない方からの要望がありましたことから、予定していた5月2日に百年記念ホール大ホールのステージで記念写真の撮影ができるよう撮影スポットを設置したところであります。

(新型コロナワクチン接種の実施状況について)

次に、新型コロナワクチン接種の実施状況について申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減少させ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的に、ワクチン接種体制の整備を進めており、本年2月17日から医療従事者を対象に先行接種が開始され、4月12日からは全国の一部の市町村で65歳以上の高齢者への接種が開始されたところであります。

本町におきましては、国が示すスケジュールや実施に係る手引き等に沿って、「幕 別町新型コロナワクチン接種実施計画書」を作成し、町内医療機関との打ち合わせや 実施マニュアルの作成、コールセンターの設置及び必要物品の購入などの準備を進め てまいりました。

4月14日には、医師や看護師及び老人クラブの方々にご協力をいただき、集団接種会場の一つである保健福祉センターにおいて、受付、予診票の確認、医師による診察、看護師によるワクチン接種及び接種後の健康観察まで一連のシミュレーションを

行い、そこで明らかとなった課題や参加者の意見等を踏まえ、動線の見直しや予診票の未記入に対応する担当職員の増員及び換気、暑熱対策など、円滑な接種を行うべく 改善策を講じたところであります。

また、ワクチン接種の際に必要となるクーポン券や予診票等につきましては、4月21日に65歳以上の高齢者9,095人に発送し、4月26日からコールセンターにおいて、また、翌27日からはインターネットでのウェブ予約による受付も併せて開始したところであり、5月6日現在、6,337人の予約受付を終えております。

ワクチンの供給については、国において4月5日の週から発送が開始されており、本町においては、4月29日に2箱、1,950回分の供給を受けたことから、クラスターが発生した際にリスクが高いと考えられる高齢者施設において、昨日5月6日から入所者及び接種順位の特例に基づく従事者へのワクチン接種を開始したところであります。

今後は、高齢者施設と並行して一般の高齢者の方を対象に、集団接種は5月15日から保健福祉センターをはじめ幕別地区2会場、札内地区3会場及び忠類地区1会場の計6会場で、個別接種は5月17日から町内4医療機関で開始する予定であります。

また、65歳未満の方につきましても、7月中旬を目途にクーポン券等を発送し、8月から順次接種を開始する予定としており、その際には、慢性の呼吸器の病気や心臓病など「基礎疾患を有する方」、「接種順位の特例以外の高齢者施設等の従事者」及び「60歳から64歳の方」を優先的に接種対象とし、以後段階的に年齢を引き下げて予約を受け付ける予定であります。

ワクチン接種は、接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解 した上で、安心して接種を受けていただく必要がありますことから、今後も広報紙や 町ホームページなどを通じて、分かりやすく、正確な情報提供に努めてまいります。

以上、顧問弁護士の委託契約、成人式の再延期及び新型コロナワクチン接種の実施 状況についてのご報告とさせていただきます。